

受付印

平成 29 年 7 月 1 日  主たる事務所の所在地、法人名、代表者の氏名、設立年月日は、登記簿に記載されているとおり正確に記入します  (宛先) 福岡市長  特例認定申請を行えるのは設立 5 年以内の法人のみです	主たる事務所の所在地	〒000-0000 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号  電話(000)000-0000 FAX(000)000-0000	
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカドウホウジン フクオカカイ	
	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 福岡会	
	代表者の氏名	福岡 太郎	
	設立年月日	平成 24 年 11 月 1 日	
(宛先) 福岡市長	事業年度	4 月 1 日～3 月 31 日	
特例認定申請を行えるのは設立 5 年以内の法人のみです	過去の認定の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無	
	過去の特例認定の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無	
特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項の特例認定を受けたいので		過去に認定または特例認定を受けている場合は、特例認定申請書を提出することができません	
(現に行っている事業の概要)			
介護保険事業(訪問介護、デイサービス)の他、高齢者と子どもたちの交流・助け合いの事業、会員や利用者の家族、ボランティアなどのために介護の無料講習会や無料相談会を実施しています。			
法人の活動の目的、実際に行っている事業内容を記入してください			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒			
電話 ( ) — FAX ( ) —			
〒			
電話 ( ) — FAX ( ) —			
〒			
電話 ( ) — FAX ( ) —			

(2枚目)

(注意事項)

- 1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することはできません。
- 2 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ、特例認定申請書を提出することはできません。
- 3 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は、特例認定申請書を提出することができません。
- 4 申請書には「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- 5 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 6 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のあるその他の事務所を全て記入してください。

**☆注意☆**

1. 申請日の前日において、設立の日から5年を経過していない法人でなければ、特例認定の申請をすることはできません。(原則)
3. 過去に認定または特例認定を受けた場合は、特例認定を受けることはできません。

